

武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定専門部会（第2回）会議要録

○日 時	令和5年6月15日（木）午後6時30分～午後8時30分
○場 所	武蔵野市役所西棟8階813会議室
○出席部会員	山井理恵（部会長）、久留善武（副部会長）、浅野彰、稲住成由美、佐藤清佳、佐藤博之、福田耕三、松村勝人、渡辺紀子
○事務局	健康福祉部長、高齢者支援課長、相談支援担当課長、地域支援課長、生活福祉課長、障害者福祉課長、保険年金課長、福祉公社参事他

1 開会

2 配布資料確認

3 議事

(1) 第1回専門部会資料に係る意見・質問に対する回答

資料1「第1回専門部会資料に係る意見・質問に対する回答」により事務局が説明。

【部会員】 No.12の回答について、例えば一般市民が親の施設入所について検討する場合、この回答内容ではよく分からない。具体的にどのくらい待てばよいのか。亡くなったり他の病院等に入院したりする人もいるかもしれないが、ある程度の数字を出してもらいたい。

また、No.13の回答についても、どのくらい費用がかかるのか、この回答内容ではよく分からない。「高齢者サービスの手引き『い・き・い・き』」に記載してあるという説明だが、記載されているのは介護保険を使った分で、そこに居住費や食費を加えると概ねいくらになるのかが記載されていないと分かりづらい。ユニット型個室と多床室では費用が随分異なる。自分自身は6年前までケアマネジャーを務めており、居宅介護支援事業所の運営にかかわっていたので内容を理解できるが、同世代である団塊世代の方に意見を聞いたら分かりづらいというので以上の発言をした。また、どのような人がケアマネジャーに選ばれるのか、どの事業所をどのような形で選ぶのかという質問を受けることもあるが、資料には回答が記載されていない。自分で選ぶというが、だいたいの場合、そのようなことはできないので、市が推薦するのかどうかを聞きたい。病院に入院するとケアマネジャーが変わり、在宅のケアマネジャーの手を離れてしまう。そのような場合はどうすれば特養に入所できるのか。自分で申込みをするのは難しいので、もう少し検討してほしい。

事業所リストが掲載されている冊子についても、他市では利用者向けに事業所の特徴（例：男性のヘルパーがいる）が記載されているが、武蔵野市の場合は事業者間で用いることが想定されており、利用者向けの表現になっていない。考え直してほしい。

【事務局】 ケアマネジャーについては、武蔵野市では介護保険制度開始当初から、在宅介護・地域包括支援センター（以下「在支」という。）ごとに、地区別ケース検討会というケアマネジャーも含めた勉強会を開催している。そこで在支とケアマネジャーが顔見知りになって情報交換を行い、ケアマネジャーの人となりも分かるようになっていく。そのため、事業者リストを見て自分で連絡するのが難しい方には在支のご案内をして、在支の職員が相談にのりながらマッチングをしている。

また、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）については「武蔵野市介護老人福祉施設入所指針」を作成している。入所申込者の評価基準を設けて点数化をし、入所を待っている方がある程度納得できるような見える化を図っている。しかしながら、各施設でどのくらい入所待ちの方がいて、どのような方が入所できるのかを

示すことは難しい面がある。例えば、部屋単位の男女別構成の関係で、今入所できるのは女性であるなど、施設側の都合もある。また、緊急度など特別な事由が考慮される場合もあり、早い者順ではないので、明確な待機期間は示しづらく、1年の場合もあれば2～3年の場合もあるとしか説明できない。

【部会員】このような会議の場ではなく、市民から問い合わせがあった時にそのように回答することができるのか、あるいは簡単で分かりやすい資料を提示できるのかということが重要である。特養の申込みは手間がかかり、家族の負担が大きい。アンケート調査結果にも記載されていたが、今は元気で暮らしている高齢者もいざという時にどうしていいか分からないという方が多いので、きちんと対応してくれないと心配である。

さらに、行政によるケアマネジャーの研修が多いのも、経営者にとっては負担が大きい。ケアマネジャー本人にとっても、研修に参加しても残業代が出ない、年齢にかかわらず給料が変わらないなど、努力しても待遇に限界があるので、負担が大きくならないようにしてほしい。

【部会長】特養については、市民は自分にとって幾ら必要になるのかを気にしていると思う。市民にとって分かりやすい情報提供のあり方については、今後の計画策定の論点にも関わるので、また本専門部会で検討していきたい。

【部会員】特養の申込み書類を全て自分で送らなければならないことも負担が大きい。入所申込者は市役所に書類を提出し、市役所から特養に書類を送ってくれる自治体もあり、それだけでも負担が軽減される。もし可能であれば、武蔵野市でも検討してほしい。

【事務局】具体的な内容は検討が必要であるが、市民に負担をかけず、分かりやすくという趣旨については重要な視点であると考えている。

(2) 各調査及びヒアリング等から見えてきた課題

資料2「各調査から見えてきた課題」、資料3「生活支援コーディネーターの活動から明らかになった地域課題について」、資料4「武蔵野市在宅介護・地域包括支援センターヒアリング」により事務局が説明。

【部会長】資料4のスライド2枚目、「1. いつまでもいきいきと健康に住み慣れた地域で生活を継続できる」の(5)に「加齢性難聴等により、訪問時にインターフォンに気がつかない高齢者がおり課題である。」と記載されている。このような方に補聴器を支給あるいはレンタルする事業はあるのか。

【事務局】現時点ではそのような事業はない。しかしながら、加齢性難聴によって耳が聞こえづらい、聞こえない方に対して、市の支援が必要ではないかという問題意識を持っているので、この専門部会でご議論頂きたい。

【部会員】認知症の方の中に、難聴によって耳が聞こえづらい方が多い。難聴の問題はもっと大きく取り上げていく必要がある。

【事務局】ご指摘のとおり、取り上げていく必要があると認識している。最近、加齢性難聴が認知症の要因のひとつとしてもフォーカスされている。そこで地域における社会活動という側面だけではなく、認知症の側面からも加齢性難聴の対策が必要であると考えている。

【副部会長】加齢性難聴によってコミュニケーションがうまくいかないことが、認知症と誤解されることもある。聞こえの問題を改善することで、実は認知症ではなかったことが確認される場合もある。必ずしも認知症であるという前提ではないことを補足しておきたい。

【部会員】資料3の2(2)に記載されている「オンライン通いの場」の実証研究とはどのようなものか。

【事務局】「オンライン通いの場」の実証研究には、部会員にもご参加いただき、また「ASO」というNTTドコモのOBが運営する団体に支援を受けた。具体的には、主にZoom

の機能を用い、スマートフォンで通いの場を実現するため、初回にスマートフォンやZoomの使い方について対面で講習を行った。2回目からはオンラインで会話をし、終わりの方ではオンラインツアーという形で、「ASO」のオフィスがある神楽坂の街を皆さんで散策しているような体験をした。また、2名の参加者の方に手を挙げていただき、吉祥寺の中道通りを散策してもらうこともあった。

お互いの連絡方法については、個人情報を出さなくてもアカウントをつくることのできるLINEのオープンチャット機能を用いた。実証実験が終わった後も月1回程度の交流が続いており、皆さんで会話を楽しんで頂いている。

【部会員】事務局の説明のとおり、昨年11月から半年程度経過しているが、月1回、毎回概ね12～13名がオンラインで参加している。あまり難しいテーマを設けたりせず、楽しかったことや自身の周りの情報を話し合う。会話が途切れないようにある程度の工夫を凝らしながら、毎回一時間程度の交流を続けている。

【部会長】元気な高齢者の力を緩やかに活用することが出来ている事例である。

【部会員】資料2のスライド41に関連して、令和6年3月までに全ての事業所がBCPを作成する必要がある。幹事会でこの課題を考える時に、高齢者支援課の担当者にも参加して頂いているが、業務継続のための情報をどのように活用していくのかという点で躓いてしまう。災害や感染症が増えている中で、利用者の安否確認だけではなく、生命を守るためにどこまで対応する必要があるのか、ケアマネジャーの不安が大きくなっている。事業者が集めた情報をどのように伝えればよいのか、市や在支がどのように吸い上げるのかを検討してほしい。縦横の連携を構築して頂けると有難い。

【事務局】現在、武蔵野市内の各介護サービス事業者にBCPの作成を進めて頂いている。その中で、事業を再開していく過程で利用者とのように関わっていけばよいのかという皆さんの問題意識がある。市の防災対策としても、介護サービス事業者の力を借りることを想定し、どのような形で情報を集めたり渡したりするかは今後の検討課題であると考えている。本専門部会でもご議論頂きたい。

【副部会長】全国的に勘違いされている動きがみられるが、BCPの計画策定はゴールではない。計画策定は手段であり、目的は事業の継続である。災害に限らずどんな状況が発生しても、介護や医療の場合、サービスを途切れさせることはできない。したがって、何らかの障害が発生した場合、経営的な危機も生じる中で、いかに事業を継続できるかについて日頃から想定し、対応策を考え、備えておくことが求められる。ただし、国はこのように述べているが、実はこの国の介護事業者はしっかりしており、コロナ禍においてサービスを途切れさせなかった。それだけ現場が努力したということである。それは厳然たる事実として、なぜそのようなことが出来たのか、どことどのような連携をしてどのような対応をしたのかをきちんと検証し、計画に置き換えることが必要である。

【部会員】横の連携が重要であると考えている。東日本大震災の時もどこの事業所が開いているのか、翌朝出勤できない事業所はどこかなどの情報共有が出来ずに困ったことがある。事業継続のため、そのような情報をどこかに取りにいけないかという思いがある。何かシステムがあれば、無駄のない活動ができる。こちらがどうしても診てもらいたい利用者について、緊急的に対応してもらえるところが分かる情報があると有難い。特に、医療ニーズの高い方は待たないなので必要性が高い。

【部会長】計画策定で深掘りをしていく課題であると考えている。

【部会員】資料4の「1. いつまでもいきいきと健康に住み慣れた地域で生活を継続できる」に関連して、いきいきサロンについて伺いたい。私もいきいきサロンの運営に携わって2年くらいになるが、年々必要とされている方、参加したい方が増えている。しかしながら、場所の確保が難しく、運営を手伝ってくださる方を見つけるのに非常に苦労している。もう少し場所があれば、地域の方に声をかけることができると思うが、見通しはどうなっているのか。

【事務局】私ども生活支援コーディネーターとしても、場所や担い手の確保は喫緊の課題であると感じている。場所の確保については、自転車で街に出る度に探しているがなかなか見つからない。しかし、事業者に声をかけて提供してもらえるケースもあり、一層・二層の生活支援コーディネーターで取り組んでいるところである。担い手の確保については、別の活動をしている方も多く、どの市町村も同じような課題を抱えている。きちんと考えていなければならないことは認識しているが、方策は見つかっていない。

【部会長】インフォーマルも含めてどこも人材が不足している。今後の論点になる。

【副部会長】資料2の太字の箇所が市の説明の根拠になっていると理解しているが、私は違う視点を持っている。

まず、スライド11について「ひとり暮らし高齢者で約3割が病気の時に看病してくれる人がいない」ことも重要であるが、ここでは「夫婦2人暮らし」に着目する必要がある。これは常に「老老介護」の危険性をはらんでおり、何かあればすぐに問題が起こるぎりぎりのところにある。特に、武蔵野市は「夫婦2人暮らし」の数字が高く、平均世帯人員が2を切っている。

次に、スライド28について、記載内容はその通りであるが、「要介護者の療養生活」の「療養」という表現が幅を狭めているのではないかと思う。また、コメントの最後の文章について、確かに武蔵野市は施設をたくさんつくることは出来ないのので、訪問関係を軸にしたサービスを提供していくしかない。ただ、「通所介護」「訪問介護・訪問リハ」「短期入所」の順番で利用意向が高い」というのは、市民ニーズを既存の介護保険サービスにあてはめているだけなので、既存の介護サービスで十分かということを見誤らないようにしなければならない。いわゆる市民ニーズに対して今の介護保険サービスが的確に対応できるのか、できないのであれば、今の訪問介護サービスを改変しなければならない。既存の「介護保険サービス」で終結させてしまう危険性がないよう表現を注意したほうがよい。

次に、スライド35について、高齢化が進んでいるのは事実であり当たり前である。老人福祉法が制定されたのは昭和38年で、この時に老人家庭奉仕員制度ができたが、そこからもう60年経っている。その後、平成2年の福祉八法改正により、家庭奉仕員という名称がホームヘルパーに変わった。したがって、初期の段階で資格を取得した人は当然ながら高齢化しているので、新しい方が入ってきているかどうかのほうが問題である。

また、「ベテラン層」という表現は非常に危険である。一般的には「ベテラン層＝(イコール)スキルが高い」という印象を受ける。しかし、他の調査でも明らかになっていることだが、経験年数が高いこととスキルが高いことは連動していない。介護報酬はいまだに経験年数と資格しか考慮されていないが、それは明らかな間違いで、本来は現実的なスキルを見る必要がある。そのため、経験年数が高い職員が多いからスキルが高いことにはならない。

最後に、資料3の生活支援コーディネーターの件、説明は理解できる。ただ、個人に色々な機能を集中し過ぎると疲弊し、バーンアウトしてしまうことが起こりがちである。この生活支援コーディネーターを設ける時には、「個人」だけではなく

「機能」という表現をしているはずである。スキルの平準化と高度化を行い、あまり集中させるのではなく、幅広く色々なことを皆さんで出来るようにする、それを地域がカバーし高めていくことが重要である。

【事務局】スライド11のご指摘に関して、市でも「ひとり暮らし高齢者」を施策のタイトルとして用いているが、ひとり暮らしだけではなく、高齢者のみ世帯なども含めた幅広い意味での施策と考えているので表現や伝え方には注意して対応したい。

また、スライド28の「在宅療養生活」についても、市の最上位計画である第6期長期計画調整計画において文言の整理をしているところなので、その議論も踏まえながら整合をとる。

スライド35の「ベテラン層」の表現についても、ご指摘はごもっともなので、正し

くお伝えできるように注意する。

資料3の生活支援コーディネーターについては、市としても取り組んでいるところであるが、個人のスキルが承継されていないという問題については、市の体制として、機能として今後につなげていく。

(3) 武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定にあたっての論点

資料5「武蔵野市高齢者福祉絵企画・第9期介護保険事業計画策定にあたっての論点」により事務局が説明。

【部会員】 まず、認定ヘルパーについて、特別養護老人ホームなどの施設とのマッチングも検討してほしい。

次に、私どもの団体で、認知症高齢者見守り支援事業の委託を受けている事業者から「利用者が少ない」という声がある。コロナの影響で対応してもらえないというイメージがあるのではと思われるため、普及啓発が必要ではないか。

次に、難聴の方への対応については、補聴器のマッチングが難しい。国家資格がある国もある程である。現状、福祉用具の会社の方が対応してもうまくいかず、雑音が入って作業ができないという声がある。また、費用が高いこともあって使いにくいという人が多いので、マッチングする人について調査をされるとよいのではないか。

次に、訪問看護のインセンティブについては、やはり経済的なインセンティブの影響でコンタクトをとってくる事業者が多い。他の事業に広げるのもひとつの方法ではないか。

基幹型地域包括支援センターとの関係について、ケアマネジャーの退職・転職により人数が減り、予防の対応を引き受けることが難しいことがある。サービス担当者会議についても、きめ細かい対応をして頂けるのは有難いが、出席が負担になることもある。頻度を下げること考えられるのではないか。

【事務局】 ご意見として承った。

【副会長】 「介護トリアージ（仮称）」という文言が第7期から入っていて、ずっと「（仮称）」がとれないことに何か理由があるのか。

【事務局】 現在、地域防災計画のほうで改訂を行っており、「要配慮者トリアージ」という名称で「（仮称）」がとれた。9期以降の表現についてはそれに倣って対応する。

【副会長】 第六期長期計画の時からずっと述べているが、まず、このような計画を策定する時には言葉が非常に重要であると考える。

「トリアージ」とは「選別」を意味するフランス語で、医療の世界で傷病の緊急度や重症度に応じて優先度をつける、非常に重い内容を意味する言葉である。皆自分を助けてほしいのに後回しと言われることなので、医療の世界においては医師のみが対応できることになっている。このような重い言葉を安易に使うべきではない。ただ、災害時においてはどうしても優先度をつけざるを得ないので「トリアージ」という言葉が馴染んでいるのかと思うが、なぜそれを介護の世界で用いるのか。福祉の世界では選別するのは止めよう、皆で共生しようという時代に、なぜ「選別」という意味のある言葉をあえて武蔵野市が用いるのか。

【事務局】 「トリアージ」という言葉も含め、市民に周知を図り、一定程度浸透している状況もあるので、ご意見を踏まえてどのような表現が適切かを検討する。

【副会長】 周知させること自体が問題である。

【部会員】 防災に関連して、災害時は在宅避難が原則になっている。地域に一時避難所はあるが、とても入りきらない。そのような中で、避難所の運営もその地域で対応するという仕組みになっているが、思いやりルームのようなスペースの確保が難しい。思いやりルームの対象者には、高齢者だけでなく、障害者や乳幼児もいると思われる

が、市のほうで高齢者にしてほしいことを伝えてくれるとよいと思う。
また、話は変わるが「安全・安心ニュース」の活用について、「ICTを活用した伝わる広報」とある。しかし実際のところ、高齢者の中にもパソコンやスマートフォンを使いこなせる方もいるが、ほとんどは苦手な方が多い。
最近、コロナやオレオレ詐欺に関する注意喚起など重要な情報が多い中、高齢者のサービスについては、全世帯に配布されている「高齢者の手引き」が分かりやすいのもっとPRしてはどうか。単発的なチラシもあるが、それ1冊を手元に置いてもらうような周知徹底を図る必要があると考える。

【部会長】 ご意見として承った。次回も引き続き議論できればと考える。

4 その他

【事務局】 前回事業局宛送付いただいた意見・質問については、配付の意見質問書に記載のうえ事務局宛送付いただきたい。

第3回専門部会につき、令和5年7月13日午後6時30分に開催する。

以上